

# 麻薬譲受証(麻薬診療施設、研究者)

- ・麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲渡証と麻薬譲受証の交換が必要です。
- ・麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲受証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- ・麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者の責任において作成してください。

## 記入例

麻 薬 譲 受 証					〇〇年〇〇月〇〇日
譲受人の免許証の番号	第	号	譲受人の免許の種類		
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)	<b>【開設者が法人の場合】①～③のいずれか。</b> ①医療法人〇〇会 △△病院理事長☆☆ 登記印 ②医療法人〇〇会 △△病院理事長☆☆ 麻薬専用印 ③公立〇〇病院 院長☆☆ 病院長印  <b>【開設者が個人の場合】</b> 個人印 〇〇 △△ 個人印			代表者印 又は 麻薬専用印	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第〇〇-〇〇号	氏名	沖縄 太郎 個人印	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地	〇〇市～～			
	名称	〇〇病院			
品名	容量	筒数	数	量	備考
MSJ㊦錠 10mg	100錠	2箱	200錠		
余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載すること。					

《医療機関》  
法人にあつては代表者印又は麻薬専用印(※)を押印してください。  
※ 他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料用の印を除きます。

例)

医療法人△△  
病院理事長  
麻薬専用之印

医療法人〇〇  
病院理事長  
麻薬・覚醒剤  
原料専用之印

《研究機関》  
麻薬研究施設の設置者名(※)を記載し、設置者(又は施設長)の印又は設置者(又は施設長)の印に準ずる麻薬専用印を押印してください。  
※設置者が国、地方公共団体、法人の場合には麻薬研究施設の施設長名

例)

学校法人△△  
□□大学  
麻薬専用之印